

事務事業分析シート

No1

事務事業名	結核・精神医療給付金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光												
			担当者名	鶴岡 博	内線	2382												
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	結核・精神医療給付金 (48-88-50-01)																	
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 19年度 ☐ 18年度) ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業																	
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 7 年度		根拠	荒川区国民健康保険条例														
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等															
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☐ 非計画														
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て																
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現																
	施策	国民健康保険・国民年金の運営																
目的	被保険者が、結核予防法又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき医療給付を受けた場合、被保険者の負担の額に相当する額を支給する。 なお、本事業は東京都の単独事業であり、その給付に要した経費は東京都より補助金として交付される。																	
対象者等	被保険者																	
内容	1. 結核医療給付 (1) 結核予防法第34条による医療給付(一般医療) (2) 結核予防法第35条による医療給付(命令入所) 2. 精神医療制度給付 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条による医療給付(措置入院) (2) 自立支援医療制度(精神通院)(平成18年4月1日から) * なお、食事療養費関するものは除く 3. 制度概要(15年4月から) (1) 結核の命令入所・精神の措置入所 ① 所得税150万円以下の場合 <table border="1" style="width:100%;"> <tr> <td>保険給付(70%)</td> <td>公費(30%)</td> </tr> </table> ② 所得税150万円を超える場合 <table border="1" style="width:100%;"> <tr> <td>保険給付(70%)</td> <td>公費</td> <td>自己負担(20,000円限度)</td> </tr> </table> (2) 結核の一般医療(通院) <table border="1" style="width:100%;"> <tr> <td>保険給付(70・80・90%)</td> <td>公費(25・15・5%)</td> <td>自己負担(5%)</td> </tr> </table> (3) 自立支援医療制度通院医療(18年4月より) <table border="1" style="width:100%;"> <tr> <td>保険給付(70%)</td> <td>公費(20%)</td> <td>自己負担(10%)</td> </tr> </table>							保険給付(70%)	公費(30%)	保険給付(70%)	公費	自己負担(20,000円限度)	保険給付(70・80・90%)	公費(25・15・5%)	自己負担(5%)	保険給付(70%)	公費(20%)	自己負担(10%)
	保険給付(70%)	公費(30%)																
	保険給付(70%)	公費	自己負担(20,000円限度)															
	保険給付(70・80・90%)	公費(25・15・5%)	自己負担(5%)															
	保険給付(70%)	公費(20%)	自己負担(10%)															
経過	1. 平成 7 年 7 月 国において実施された精神医療・結核医療保険優先化実施に伴い本事業開始。 2. 平成12年 9 月 社会保険加入者及び老人保健対象者への給付金補助の見直しが行われ、対象者を本人非課税の者に限定。これに伴い国保についても同様の見直し案が示された。 3. 平成14年10月 支給対象者の要件に所得制限が導入された。 4. 平成18年 4 月 精神医療給付金の自己負担率が、自立支援法改正に伴い改正(5%⇒10%)																	
必要性	国又は地方公共団体の負担において行われる医療に関する給付との調整に基づき実施されている。																	
実施方法	(☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) 療養給付費と同じく、東京都国民健康保険団体連合会を通じ、支払事務を実施。 助成を受けるものは、受給者証の申請が必要になった。(平成15年4月から)																	

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	11,950	13,594	15,349	11,990	13,124	13,681	11,848
	①決算額(18年度は見込み)	11,695	13,563	14,593	11,351	12,027	12,240	11,848
	②人件費						862	
	【事務分担当量(%)】						10%	
	合計(①+②)	11,695	13,563	14,593	11,351	12,027	13,102	11,848
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	11,434	13,122	14,805	11,565	11,999	11,999	11,848
	その他(特定財源)	261	441	△ 212	△ 214	28	1,103	0
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	件数	12,996件	14,389件	15,548件	11,083件	11,523件	11,736件	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	結核・精神医療給付金	12,027	結核・精神医療給付金	12,240	結核・精神医療給付金	11,848

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	精神保健法から自立支援法への改正 伴う受給者証の発行		—	—	受給者証発行 件数485	—	証発行件数
	② 給付件数		11,523	11,736	—	—	
	③						

問題点・課題	18年4月からの自立支援法の実施にともない、自立支援法の対象者のうち、国保加入者で非課税世帯の被保険者に対して、自立受給者証の発行実施。障害者福祉課と連携し、対象者にもれがないよう対応を行った。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	自立支援法制度対象者へ法改正について丁寧な説明に努め、制度改正についての理解を深める。	対象者へのサービス向上が図れる。
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	法定されている事業内容であり、現状のまま継続していく。

議会(要旨)状況	平成13年3月 一定一般質問 「結核・精神医療給付金における自己負担導入について」
----------	---

No1

予 算・決 算 額 等 の 推 移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	224,353	151,423	126,891	84,416	43,112	41,795	41,704
	①決算額(18年度は見込み)	176,281	139,744	112,114	74,131	39,622	37,515	41,704
	②人件費						14,221	
	【事務分担量(%)】						165%	
	合計(①+②)	176,281	139,744	112,114	74,131	39,622	51,736	41,704
	国(特定財源)	5,592	5,949	6,409	7,531	5,000	9,053	8,779
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	170,689	133,795	105,705	66,600	34,622	42,683	32,925
実 績 の 推 移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	01報酬	国保年金課事務嘱託員報酬(4人分)	10,216	国保年金課事務嘱託員報酬(4人分)	9,744	国保年金課事務嘱託員報酬(4人分)	10,216
	04共済費	国保年金課事務嘱託員社会保険料	1,107	国保年金課事務嘱託員社会保険料	1,126	国保年金課事務嘱託員社会保険料	1,147
	09特別旅費	国保年金課事務嘱託員旅費	7	国保年金課事務嘱託員旅費	4	国保年金課事務嘱託員旅費	19
	11(04)一般需用費	レセプト収納ケース購入 外	1,381	レセプト収納ケース購入 外	1,089	レセプト収納ケース購入 外	2,036
	12役務費	③④調査ハガキ及び医療証の郵送	2,704	③④調査ハガキ及び医療証の郵送	2,004	郵送代金及び人材派遣	6,148
				受給者医療費通知の郵送	360	受給者医療費通知の郵送	416
	13委託料	共同電算処理事業費	23,362	共同電算処理事業費	20,934	共同電算処理事業費	19,366
				重複頻回受診者訪問指導事業費	2,253	重複頻回受診者訪問指導事業費	2,356
	19負担金補助及び交付金	介助手数料及び事務取扱手数料	257	介助手数料及び事務取扱手数料	0		
	23償還金利子及び割引料	老人医療費適正化推進費補助金返還金	588				

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	(老)受給者数		21,493	20,278	—	—	
②	(福)受給者数		4,693	3,300	—	—	※19年6月に制度終了
③	(福)医療費支給件数		1,873	1,573	—	—	

問題点・課題	①(福)制度終了(平成19年6月)への対応
	②(老)減額認定証交付事務の見直し(未申請者が入院した場合、高額医療費が発生するケースが多い)。
他区の状況	③医療費の支給は口座振替により実施しているが、郵便局への振込みは取り扱っておらず、指定外の金融機関への振込みについては手間と経費がかかる。
	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	都への事務引継ぎ時に想定される問題等について、都と事前協議を密に行うとともに、受給者への広報を徹底する。	スムーズな事務の引継ぎにより、受給者へのサービス低下を防ぐ。
②	来庁時や電話での問合せの際に、未申請者への勧奨を積極的に行う。また、制度の見直しに併せて、対象者の抽出等ができるよう、システム変更について検討を行う。	入院における高額医療費の発生が抑制されることから、高額医療費支給事務の軽減が図れ、受給者へのサービス向上にもつながる。
③	指定金融機関への変更が可能な受給者については、変更を依頼するとともに、現行システム改造での対応の可否についても検討を行う。郵便局への振込みについて担当課への働きかけを行う。	振込み手数料等、経費の縮減が図れるとともに、振込までの時間も短縮される。

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	必須の業務内容に係る事務費であり、現状のまま継続する。

議会(要旨)質問状況	平成10年一定一般質問 「(福) 制度の現行維持を都に働きかけることについて」
------------	---

事務事業分析シート

No1

事務事業名	心身障害者医療費助成制度の医療費等助成事務費		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
			担当者名	佐藤 美幸	内線	2392
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	医療費助成事業（18-64-66-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○1年度 ○18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 49 年度		根拠法令等	心身障害者の医療費の助成に関する条例（都条例）		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 [都基準内] 区独自基準			計画区分	計画	[非計画]
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て				
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現				
	施策	国民健康保険・国民年金の運営				
目的	心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の福祉の増進を図る。					
対象者等	①区内に住所を有し、②身体障害者手帳1～2級（内部障害は3級）又は愛の手帳1～2度に該当し、③医療保険加入者で所得制限基準額以下の者 受給者数（2,033人 平成18年4月末現在） <所得基準> 扶養人数 基準額 扶養人数 基準額 扶養人数 基準額 0人 3,604千円 2人 3,984千円 3人 4,744千円 4人 5,124千円 5人 5,504千円					
内容	(障) 医療助成の概略 					
経過	・昭和49年 7月 心身障害者医療費助成制度の発足・身体障害者手帳1、2級・愛の手帳1、2度で所得が350万円以下の者。 ・昭和59年 9月 障害程度に内部障害3級を加える。 ・同年10月 社会保険の被保険者本人も対象となる。 ・平成 6年10月 健康保険法改正で入院時食事療養費の創設による標準負担額を全額助成。 ・平成 9年 9月 健康保険法改正で薬剤負担額の創設による負担額を全額助成。看護料差額が廃止されたことにより助成もなくなる。 ・平成14年10月 老健法等の改正に伴う一部負担額の変更となったが、本制度では、すべて1割負担とした。					
必要性	心身障害者医療費助成制度の医療費等助成に必要な事務経費。					
実施方法	([直営] 一部委託 全部委託) (直営の場合 [常勤] [非常勤] 臨時職員) (障)資格申請の受付及び障発行、現金による医療費助成支給申請の受付及び支給 (障)の医療証交付 対象者 → 区 ①申請②受理③資格審査④決定⑤交付 一常勤2人 非常勤 1人					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	403	413	394	336	410	358	334
①決算額(18年度は見込み)	280	278	221	216	306	236	334
②人件費						14,221	
【事務分担量(%)】						165%	
合計(①+②)	280	278	221	216	306	14,457	334
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	280	278	221	216	306	14,457	334
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
受給者数	2,438	2,204	2,140	2,065	2,023	2,008	1,958

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	1104印刷製本費	障対象者調査はがき	42	障対象者調査はがき	43	障対象者調査はがき	83
	1200郵便料	受給者証郵送	264	受給者証郵送	193	受給者証郵送	251

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	(障)医療費の支給件数		1,155	1,224	—	—	
②							
③							

問題点・課題	医療費の支給は口座振替により実施しているが、郵便局への振込みは取り扱っておらず、指定外の金融機関への振込みについては手間と経費がかかる。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	指定金融機関への変更が可能な受給者については、変更を依頼するとともに、現行システム改造での対応の可否についても検討を行う。郵便局への振込みについて担当課への働きかけを行っていく。	振込み手数料等、経費の縮減が図れるとともに、振込までの時間も短縮される。
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	被保険者に広く定着している都制度であり、現状のまま継続する。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	老人医療特別会計への繰出金		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光	
			担当者名	佐藤 美幸	内線	2392	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	老人保健医療特別会計繰出金 (19-72-50-01)						
事務事業の種類	○ 新規事業 (○1年度 ○18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 58 年度		根拠	老人保健法			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現					
	施策	国民健康保険・国民年金の運営					
目的	老人医療給付費の公費負担のうち、区負担分及び老健会計の歳入不足分について老健会計へ繰出す。						
対象者 等	区						
内容	◎老人医療給付費の区負担金(負担割合は【医療の給付(現物給付)】を参照)を四半期ごとに積算し、老人保健医療特別会計の一般会計繰出金に振替支出する。 ◎また、老人保健医療特別会計において、歳入不足が生じることが見込まれる場合は、第4四半期の繰出金に不足額も含め、区負担金として支出する。						
経過							
必要性	老人保健制度において、受給者の自己負担分以外は保険者からの拠出金と公費負担により賄うこととなっている。また、老人保健医療特別会計で歳入不足が生じた場合、区負担金において支出する必要があるため。						
実施方法	(☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) ① 繰出金支出(振替支出) ② 次年度、超過繰入額を精算 《一般会計では》 ① 四半期ごとに、区負担金を算定し、振替支出する。 ② 老健会計において、歳入不足が生じた場合は、第4四半期の区負担金に加えて、支出する。 《老健特別会計では》 ① 四半期ごとに繰出される区負担金を受入れ ② 超過して繰入れた場合、次年度に精算する (【一般会計繰出金】を参照)						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	1,571,728	1,496,260	1,444,581	1,278,758	1,249,637	1,374,505	1,420,433
	①決算額(18年度は見込み)	1,134,907	1,185,932	1,050,414	1,040,720	1,039,887	1,226,132	1,420,433
	②人件費						862	
	【事務分担量(%)】						10%	
	合計(①+②)	1,134,907	1,185,932	1,050,414	1,040,720	1,039,887	1,226,994	1,420,433
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	1,134,907	1,185,932	1,050,414	1,040,720	1,039,887	1,226,994	1,420,433
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	繰出額	1,134,907	1,185,932	1,050,414	1,040,720	1,039,887	1,226,132	1,420,433

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	2899繰出金 030その他繰出金	16年度区負担金及び 老健会計歳入不足額	1,039,887	17年度区負担金及び 老健会計歳入不足額	1,226,132	18年度区負担金及び 老健会計歳入不足額	1,420,433

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	老人医療費区負担金負担率	5.89%	7.28%	—	—	区負担金／医療費支弁額
②	老健会計歳入不足額(区負担金超過分)	140,619	141,472	—	—	単位[千円]
③						

問題点・課題	老人医療給付費の費用は区負担分の他に支払基金交付金分と国・都負担金により負担される公費分があるが、主として公費負担分に関して、医療費実績及び精査した見込額に基づいた各申請額を下回った額が決定・交付される状況が続いている。 さらに、精算は次年度行われるため、区負担金について、所用額を算定し繰入れを行っても、年度末には医療費に不足が生じ、本来の区負担額以上に一般会計から繰入れて支払っている。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	財源が厳しい中で、適正な交付・精算を国・都に求めている。	一般会計からの繰入金について、本来、区が負担すべき経緯のみを繰入することができる。
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	現行制度上、必然的に発生する歳出である。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	医療の給付(老人保健現物給付)		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光	
			担当者名	佐藤 美幸	内線	2392	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	療養給付費 (50-14-50-01)						
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 58 年度		根拠	老人保健法			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現					
	施策	国民健康保険・国民年金の運営					
目的	老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防・治療、機能訓練の保健事業を総合的に実施し、もって区民の保健の向上及び老人福祉の増進を図る。						
対象者等	・昭和 7年9月30日以前に生まれた受給者(19,094人 平成18年4月末現在) ・65歳以上で、障害認定を受けた医療保険加入者(422人 平成18年4月末現在)						
内容	◎医療受給者は、老人医療費のうち一部負担金のみを支払い、残りの54/100を保険者からの拠出金・46/100を公費(国184/600、都46/600、区46/600)で負担している(平成17年10月～平成18年9月)。この給付のしくみを「現物給付」とよび、老人保健法による医療は、保健医療機関等において、現物給付として行うことが原則。 ※18年10月からは、保険者からの交付金が6/12、公費負担が6/12(国4/12、都1/12、区1/12)となる ＜老人医療制度のしくみ＞ 医療費 拠出金 (54/100) 公費負担 (46/100) 一部負担金 ・政府管掌健保・組合健保・船員健 ・共済組合・国民健保 国 184/600 都 46/600 区 46/600 ※一定以上所得者(2割負担)に係る老人医療費については公費負担外						
経過	＜一部負担金経過＞ 外来 14年 4月診療所 850円/1日 月4回まで又は1割負担(上限3200円) 病院200床未満1割(上限3200円) 病院200以上1割負担(上限5300円) 14年10月1割負担、一定以上所得者2割負担 限度額(一定以上所得者40,200円、一般12,000円、低所得者Ⅱ 8,000円) 入院 14年4月 1割負担(上限月37,200円) 14年10月1割負担、一定以上所得者2割負担 上限(一定以上所得者72,300円+(実際にかかった医療費-361,500円)×1%、一般40,200円 低所得者Ⅱ 24,600円、低所得者Ⅰ 15,500円)						
必要性	老人保健事業を効果的に行うため、対象者に身近な区市町村が老健事業の実施主体となっている。						
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 老人医療費(現物給付)にかかる支払基金・国保連合会への支払 ー 常勤1人 老人医療費不正請求にかかる還付事務 ー 常勤1人 第三者行為による損害賠償請求 ー 常勤 1人						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	18,187,091	18,211,462	17,578,880	16,644,464	16,160,699	16,393,718	15,288,856
	①決算額(18年度は見込み)	17,048,368	17,613,691	16,977,812	16,269,823	16,160,697	15,789,539	15,288,856
	②人件費						862	
	【事務分担量(%)】						10%	
	合計(①+②)	17,048,368	17,613,691	16,977,812	16,269,823	16,160,697	15,790,401	15,288,856
	国(特定財源)	3,427,101	3,513,277	3,335,673	3,483,167	3,849,446	4,057,954	4,372,482
	都(特定財源)	866,049	878,297	889,025	859,260	1,013,118	1,033,047	1,093,121
	その他(特定財源)	13,027,420	13,356,419	12,813,727	12,046,018	11,535,483	10,647,602	1,083,792
	一般財源	△ 272,202	△ 134,302	△ 60,613	△ 118,622	△ 237,350	51,798	8,739,461
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	療養給付費(現物分)の件数推移	671,310	697,149	723,466	708,634	684,023	659,238	649,597
	受給者宛医療費通知件数	—	—	—	—	—	1,799	2,000
	多重・頻回受診者への訪問指導対象数	—	—	—	—	—	100	100
	※医療費通知及び訪問指導の経費は、【老健法による医療制度及び老人医療費助成制度の医療費等助成事務費】に計上							

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	1999負担金補助及び交付金	老人医療費の支払 (現物給付)	16,160,697	老人医療費の支払 (現物給付)	15,789,539	老人医療費の支払 (現物給付)	15,288,856

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	受給者一人当たり老人医療 (入院・外来・歯科)	859,950	889,887	911,447	770,000	老人医療費(総医療費)/受給者数 (目標値は14年度の23区平均値を設定)
	② 受給者一人当たり外来医療費	427,366	443,808	—	388,000	外来の医療費/受給者数 (目標値は14年度の23区平均値を設定)
	③					

問題点・課題	①医療費について、東京都・全国と比較すると受給者一人当たりの医療費が高額だが、なかでも入院外医療費が高額となっている。 《参考》一人当たり医療費(23区):770,607円、一人当たり外来医療費(23区):388,128円 ※平成14年度実績(過去5年間で最も低い額)
	②平成20年4月から広域連合による「後期高齢者医療制度」が実施される予定。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	医療費適正化の取り組みを充実する。受給者宛医療費通知について、対象を施術受診者のみから、医科・歯科等受診者も含めて検討し、重複頻回者への訪問指導については、実施方法や実施結果の活用方法等についても再度検討を行う。 (経費は、【老健法による医療制度及び老人医療費助成制度の医療費等助成事務費】に計上)	医療費の適正化に効果が期待できる。
②	制度改正に向けた体制の整備(準備委員会との連絡等、情報収集を行い、スムーズな新制度への移行に努める)	新制度への円滑な移行が図れる。

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	法定事業であり、現状を継続するが、特に医療費適正化の取組みに重点を置いていく。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	医療費の支給（老人保健現金給付）		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光	
			担当者名	佐藤 美幸	内線	2392	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	療養費の支給（50-28-50-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 19年度 ○ 18年度 ） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 58 年度		根拠 法令等	老人保健法			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画		非計画	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現					
	施策	国民健康保険・国民年金の運営					
目的	老人保健法による医療は、保険医療機関等において現物給付として行うことが原則であるが、現物給付が困難である場合等は、区市町村長がこれに代えて医療費の支給（現金による給付）を行う。						
対象者 等	医療費の支給（現金給付）の発生原因 1 医療を行うことが困難であると認められるとき (例)・保険医等による指示で柔道整復師等の手当を受けた場合、或いは保険医等の同意を得て、あんま・マッサージ、はりきゅうを受けた場合 ・治療用装具 2 保険医療機関に受診し、やむを得ない理由によりその費用を医療機関に払った場合で必要があると認めるとき (例)・旅行中で、健康手帳（受給者証）を所持していなかった場合 3 高額医療費						
内容	・医療費支給申請書 ・添付書類（領収書、医師の同意書、健康手帳（受給者証）、被保険者証等）						
経過	＜一部負担金経過＞ 外来 14年 4月診療所 850円/1日 月4回まで又は1割負担（上限3200円） 病院200床未満1割（上限3200円） 病院200以上1割負担（上限5300円） 14年10月1割負担、一定以上所得者2割負担 限度額（一定以上所得者40,200円、一般12,000円、低所得者Ⅱ 8,000円） 入院 14年4月 1割負担（上限月37,200円） 14年10月1割負担、一定以上所得者2割負担 上限（一定以上所得者72,300円＋（実際にかかった医療費－361,500円）×1％、一般40,200円 低所得者Ⅱ 24,600円、低所得者Ⅰ 15,500円）						
必要性	対象者等の欄に記載のとおり、現金給付により医療費の支給を行う必要がある。						
実施 方法	（ 直営 <u>一部委託</u> 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 医療費支給申請書受付事務 — 常勤2人・非常勤1人 施術師等への医療費（現金）支給決定事務 — 常勤2人 医療費請求入力業務の委託 — 派遣職員1人						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	408,717	491,852	528,031	610,059	733,546	799,941	748,763
	①決算額(18年度は見込み)	393,392	480,484	523,606	681,787	714,341	687,339	748,763
	②人件費						13,790	
	【事務分担量(%)】						160%	
	合計(①+②)	393,392	480,484	523,606	681,787	714,341	701,129	748,763
	国(特定財源)	86,679	96,097	110,563	162,114	165,441	176,648	214,140
	都(特定財源)	20,338	24,024	27,641	40,528	41,360	44,970	53,535
	その他(特定財源)	292,325	360,363	385,402	479,145	507,540	463,504	493,847
一般財源	△ 5,950	0	0	0	0	16,007	△ 12,759	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	医療費(現金分)の支給件数	17,930	21,187	26,648	48,734	50,364	51,469	53,250

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	負担金補助及び交付金	老人医療費の支給(現金支給)	714,341	老人医療費の支給(現金支給)	687,339	老人医療費の支給(現金支給)	748,763

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	受給者一人当たり医療費支給額		33,236	33,896	39,243	33,300	医療費の支給額/受給者数(目標値:16年度と同数値)
	②						
	③						

問題点・課題	①高額医療費の支払までの期間短縮(17年度のシステム変更により事務の軽減を図ったが、受給者への支払期間は4ヶ月程度と変更前と同じ) ②医療費等の支給方法(医療費の支給は口座振替により実施しているが、郵便局への振込みは取り扱っておらず、指定外への金融機関への振込みについては手間と経費がかかる) ③施術等の不正請求への対応
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	データ到着(国保連合会)から支払までの事務の流れや実施方法について再度見直しを行い、システム化等により事務の軽減を図る。平成20年の制度改革を踏まえて、検討を行う。	受給者への支払期間の短縮(1ヶ月程度)。
②	指定金融機関への変更が可能な受給者については、変更を依頼するとともに、現行システム改造での対応の可否についても検討を行う。郵便局への振込みについて、担当課への働きかけを行っていく。	振込み手数料が減り、経費の節減が図れるとともに、振込みまでの時間も短縮される。
③	往療料の必要性や複数の施術師への通院等について、確認を強化する。	医療費の支出を抑え、医療費の適正化が図れる。

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	法定事業であり、現状のまま継続していく。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	診療報酬の審査及び支払(老人保健)		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光																													
			担当者名	佐藤 美幸	内線	2392																													
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	診療報酬の審査および支払 (50-42-50-01)																																		
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業																																		
開始年度	● 昭和 ○ 平成 58 年度		根拠法令等	老人保健法																															
終期設定	○ 有 ● 無 年度																																		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画																														
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て																																	
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現																																	
	施策	国民健康保険・国民年金の運営																																	
目的	保険医療機関よりレセプトによる医療費の請求があった場合、各審査機関にその審査及び支払いを委託することにより、老人医療費の適正かつ迅速な支払いを確保する。																																		
対象者等	・国民健康保険団体連合会(国民健康保険加入者および国民健康保険組合加入者分を委託) ・社会保険診療報酬支払基金(社会保険加入者分を委託)																																		
内容	<pre> graph LR A[保険医療機関等] -- "① ③老 レセプト送" --> B["・国保連 ・支払基金"] B -- "②審査後送付" --> C["区 審査結果を区が再審査する"] C -- "③過誤請求があるものを再審査" --> B B -- "⑤再審査結果を送付" --> A </pre>																																		
経過	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">単価(円)</th> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払基金</td> <td>医科・歯科等</td> <td></td> <td>114.20</td> <td>114.20</td> <td>114.20</td> </tr> <tr> <td>調剤審査分</td> <td></td> <td>114.20</td> <td>114.20</td> <td>114.20</td> </tr> <tr> <td>調剤審査分以外の調剤分</td> <td></td> <td>57.20</td> <td>57.20</td> <td>57.20</td> </tr> <tr> <td>国保連</td> <td>現物分</td> <td></td> <td>111.60</td> <td>111.60</td> <td>111.60</td> </tr> </tbody> </table>							単価(円)		年度	16	17	18	支払基金	医科・歯科等		114.20	114.20	114.20	調剤審査分		114.20	114.20	114.20	調剤審査分以外の調剤分		57.20	57.20	57.20	国保連	現物分		111.60	111.60	111.60
単価(円)		年度	16	17	18																														
支払基金	医科・歯科等		114.20	114.20	114.20																														
	調剤審査分		114.20	114.20	114.20																														
	調剤審査分以外の調剤分		57.20	57.20	57.20																														
国保連	現物分		111.60	111.60	111.60																														
必要性	迅速な支払および医療費の適正な支出を確保するため、審査支払機関への委託を行う。																																		
実施方法	(直営 一部委託 <u>全部委託</u>) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) <委託先> ・国民健康保険団体連合会委託 ― 現物分(医科・歯科) 567,558件 63,339,462円(17年度実績) ・社会保険診療報酬支払基金 ― 医科・歯科分 58,332件 6,660,366円 調剤審査分 557件 63,605円 調剤審査分以外の調剤分 32,801件 1,876,214円(17年度実績)																																		

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	86,318	93,584	89,355	79,465	74,753	72,339	69,379
	①決算額(18年度は見込み)	75,727	78,683	80,281	77,290	74,687	71,940	69,379
	②人件費						9,481	
	【事務分担量(%)】						110%	
	合計(①+②)	75,727	78,683	80,281	77,290	74,687	81,421	69,379
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	76,007	83,500	78,915	77,304	70,731	72,153	69,379
	一般財源	△ 280	△ 4,817	1,366	△ 14	3,956	9,268	0
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	審査件数	国保連(現物分)	554,573	581,356	610,422	603,937	588,140	567,558
	支払基金	(医・歯科及び調剤審査分)	77,106	78,426	73,151	67,612	61,730	58,322
		(調剤再審査分)	39,628	40,363	39,873	36,226	33,331	32,801
	区による再審査の申出件数			9,880	10,047	9,314	7,227	

※再審査の経費は【老健法による医療制度及び老人医療費制度の医療費等助成事務費】に計上

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	1300委託料 05その他の委託料	レセプトの審査支払手数料	74,687	レセプトの審査支払手数料	71,940	レセプトの審査支払手数料	69,379

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
① ② ③	過誤調整件数	6,324	4,572	—	—	単位:件
	過誤調整率	1.5%	1.2%	—	—	過誤調整の給付費／給付
						※上記には再審査による過誤調整も含む

問題点・課題	①画像レセプトの導入(レセプトの保管場所や取り寄せる作業が不要となるメリットがあるが、審査支払機関の審査後に区が行う縦覧点検に不便が生じ、点検の時間や導入経費を要する等のデメリットも想定される)
	②旧医療証の回収(受給者が旧医療証で医療機関にかかるケースがあり、レセプトの返戻等に手間を要している。患者負担の見直し等により負担割合が複雑化することから、回収の徹底が必要)
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	導入自治体からの情報収集等により、当区における導入の方法および効果について具体的な検討を行う。	情報伝達がスピードやデータの保管等について、効果が期待できる。
②	新医療証交付の際に、返信用封筒を同封するなどの現在の取り組みに加えて、受給者へ回収の必要性についてのPRを強化する。	医療機関とのトラブルを避けることができ、受給者に対しても、旧医療証を提示したことによる、後日の請求や還付が無くなる。
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	法定事業であり、現状のまま継続していく。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	償還金および還付金(老人保健)		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光	
			担当者名	佐藤 美幸	内線	2392	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	償還金および還付金 (50-56-50-01)						
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 58 年度		根拠 法令等	老人保健法			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現					
	施策	国民健康保険・国民年金の運営					
目的	老人医療給付費の国又は都負担金が超過交付となった場合、次年度にてその超過額を返還することにより精算する。 なお、前年度の交付金に不足額が生じた場合は次年度で追加交付がなされる。						
対象者 等	国および都						
内容	$\text{超過交付金返還額} = \text{前年度交付金(概算)} - \text{前年度交付金(確定)}$ $<\text{前年度}> \qquad \qquad \qquad <\text{当該年度}>$ 国・都負担金 高額額(精算) ➡ 前年度分超過交付金返還 前年度国・都負担金(確定) ➡ 国又は都へ 返還 ※返還金が発生した次年度に、予備費より予算を充用し、国又は都へ返還する						
経過							
必要性	負担金の過不足による清算は、次年度の5月以降に行われるため、返還等の手続きは次年度に行う必要がある。						
実施方法	([直営] 一部委託 全部委託) (直営の場合 [常勤] 非常勤 臨時職員)						
	国・都 ①前年度の事業実績報 ②前年度超過交付による返還額確定 ③予備費充用 ④返還金支出 区						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	2,826	9,460	1	36,096	1	10,905	1
	①決算額(18年度は見込み)	2,826	9,459	0	36,096	0	10,905	1
	②人件費						862	
	【事務分担量(%)】						10%	
	合計(①+②)	2,826	9,459	0	36,096	0	11,767	1
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	2,826	9,459	0	36,096	0	10,905	1
	一般財源	0	0	0	0	0	862	0
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	国庫負担金返還額	0	0	0	0	0	0	0
	都負担金額	2,826	9,459	0	36,096	0	10,905	0

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	2399償還金 利子及び割 引料		0	平成17年度老人医療給付費都 負担金の超過交付額の返還金	10,905	平成18年度老人医療給付費公 費負担超過額返還金科目存置	1

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①						
②						
③						

問題点・課題	老人医療給付費の国庫・都負担金は各申請時点までの実績及び今後の老人医療費を精査の上、概算額を申請している。日頃から老人医療費動向を把握し、分析してはいるが、医療費を正確に見通すことは難しい。また、申請した概算額を基に国や都において交付額が決定されることから、決算時に国庫・都負担金が過不足交付となる。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	他自治体における処理方法等について情報収集を行うとともに、老人医療費の動向についての的確に把握するためのデータ分析に努め、実態により近い実績報告(見込)、交付金の受入を行う。	実態に合った負担金の交付が行われる。
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	現行制度上、必然的に発生する歳出である。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	一般会計繰出金(老人保健)		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光	
			担当者名	佐藤 美幸	内線	2392	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	一般会計繰出金 (50-70-50-01)						
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 58 年度		根拠	老人保健法			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現					
	施策	国民健康保険・国民年金の運営					
目的	老人医療給付費の公費負担の内、区負担分(一般会計よりの繰入金)が超過負担となった場合、超過分を次年度にて一般会計へ繰出すことにより、区の超過負担分を精算する。						
対象者等	区						
内容	一般会計繰出金＝前年度区負担金(概算)額－前年度区負担所要(確定)額 ＜前年度＞ 前年度老健会計歳入不足金 前年度老人医療給付費 にかかる区負担金(概算) ⇒ ＜当該年度＞ 超過繰入金 の繰出額 前年度区負担金(確定) ⇒ 一般会計繰出 金 ※繰出金が発生した次年度に予備費より予算を充用し、一般会計へ繰り入れる						
経過							
必要性	区負担金の精算については次年度に行うこととしており、超過分があった場合、一般会計への繰出しを行う必要がある。						
実施方法	([直営] 一部委託 全部委託) (直営の場合 [常勤] 非常勤 臨時職員) 老人保健医療特別会計より一般会計への繰出事務 常勤1 一般会計 ← 老人保健特別会計 ③繰出額支出 ①前年度の一般会計の超過繰入額確定 ②超過繰入額の予備費充用						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	1	258,070	283,721	169,942	141,460	41,378	1
	①決算額(18年度は見込み)	0	258,070	283,721	169,942	141,460	41,378	1
	②人件費						862	
	【事務分担当量(%)】						10%	
	合計(①+②)	0	258,070	283,721	169,942	141,460	42,240	1
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	0	258,070	283,721	169,942	141,460	41,378	1
一般財源	0	0	0	0	0	862	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	一般会計繰出金	0	258,070	283,721	169,942	141,460	41,378	1

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	2800繰出金	平成16年度老人医療給付費区負担額の超過受入額の返還金	141,460	平成17年度老人医療給付費の区負担額の超過受入額の返還金	41,378	平成18年度老人医療給付費の区負担額の超過受入額の返還金科目存置	1
	03その他の繰出金						

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	交付金・負担金の不足額		4,758	180,596	—	0	
	②						
	③						

問題点・課題	老人医療給付費の費用は区負担分の他に支払基金交付金分と国・都負担金により負担される公費分があるが、主として公費負担分に関して、医療費実績及び精査した見込額に基づいた各申請額を下回った額が決定・交付される状況が続いている。さらに、精算は次年度行われるため、区負担金について、所用額を算定し繰入れを行っても、年度末には医療費に不足が生じ、本来の区負担額以上に一般会計から繰入れて支払っている。						
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)						

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	財源が厳しい中で、適正な交付・精算を国・都に求めている。	一般会計からの繰入金について、本来、区が負担すべき経費のみを繰入ることにより、繰出し金の支出が減少する。
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	現行制度上、必然的に発生する歳出である。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	予備費(老人保健)	部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
		担当者名	佐藤 美幸	内線	2392
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	予備費 (50-84-50-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成	58 年度	根拠 法令等	老人保健法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
			計画	(非計画)	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	国民健康保険・国民年金の運営			
目的	予見することが出来ない支出及び予算の不足を補うために予備費を計上する。				
対象者 等	該当なし				
内容	国民健康保険特別会計は、「国民健康保険の保険者の予算編成について(通知)」(厚生省保険局)で予備費を保険給付3%以上の額を計上することとされている。 平成18年度老人保健医療特別会計は、300,000千円を予備費として計上している。 ※主に、前年度超過分の交付金返還や、一般会計への繰出金(前年度、負担額以上に繰り入れた経費を戻す)に充用				
経過					
必要性	老人医療給付費の国庫・都負担分や交付金分の歳入不足を補う手段として益々、予備費充用による対応が必要となる。				
実施方法	(☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	555,050	293,572	198,012	16,270	158,541	247,720	300,000
①決算額(18年度は見込み)	0	0	0	0	0	0	0
②人件費						862	
【事務分担量(%)】						10%	
合計(①+②)	0	0	0	0	0	862	0
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)	61,650	48,326	41,539	49,765	26,120	40,000	26,697
一般財源	61,650	48,326	41,539	49,765	26,120	39,138	26,697
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
充用額	2,825	267,528	344,253	283,740	141,459	52,281	300,000

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	9900予備費	28繰出金	141,459	23償還金利子及び割引料	10,904	老健会計における歳出科目の不足に伴う充用	300,000
				28繰出金	41,377		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	執行率(充用率)	47.2%	17.4%	—	—	当初予算に対する充用率
②						
③						

問題点・課題	適正な医療費の支出に努めるために、訪問指導事業・医療費通知・第三者行為に対する求償・レセプトの再点検等、様々な措置を講じている。医療費の動向分析もしているが、例えば老人保健医療受給者数が減少しても直ちに医療費減に繋がらない等、医療費の見込みは難しい。療養給付費(現物給付)分で、不足が生じた場合は、現在の予算規模では対応不可(16年度は補正予算で対応)。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	他自治体での取り組み状況等について情報収集を行うとともに、老人医療費の動向についての的確に把握するため、データの分析を行い、実態により近い実績報告(見込)を行う。	実態に合った負担金の交付が行われる。
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	現行制度上、本予算措置は必要不可欠である。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	収納管理費	部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
		担当者名	木村 記子	内線	2386
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	収納管理費（48-20-50-01）				
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 19年度 ☐ 18年度) ☐ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ☐ 平成 34 年度		根拠	国民健康保険法	
終期設定	☐ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区国民健康保険条例	
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☐ 非計画
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	国民健康保険・国民年金の運営			
目的	被保険者の保険料収納に関する事務。				
対象者等	被保険者				
内容	次の事務に要する経費（消耗品購入、印刷製本、郵便料及び委託料）を支出 (1) 保険料の納入 (2) 納付相談 (3) 口座振替の促進 (4) 保険料の督促、催告 (5) 過誤納還付及び充当				
経過	昭和34年12月 国民健康保険発足と同時に事業開始				
必要性	国民健康保険料収納業務の円滑的・効率的な実施のために必要である。				
実施方法	(☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員) (1) 保険料納入 納付書、口座振替、コンビニ収納(10月から)による自主納付及び徴収嘱託員による個別徴収等。 (2) 納付相談 日常の納付相談はもちろん、滞納者には呼出状を送付し早期の納付を促す。 (3) 口座振替の促進 銀行、郵便局の預金口座から毎月末に引落すことによる、利便性を周知する。 (4) 保険料の督促、催告 平成12年度より収納体制を強化するため、督促状を毎月送付しているが、17年度からその発行を1ヵ月早めた結果、収納率向上の1要因となった。また、催告書は年2回の送付とし、18年度からは利用率の少ない納付書は同封せず、お知らせのみとする。(11年度までは、督促状は年6回、催告書は年4回) (5) 過誤納還付金及び充当 誤納や重複納付、調定額の変更に伴い過誤納が生じた場合に行なう。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	30,349	32,155	33,383	32,550	27,884	29,458	29,082
	①決算額(18年度は見込み)	28,249	29,370	28,778	27,924	24,436	26,356	29,082
	②人件費						43,597	
	【事務分担量(%)】						665%	
	合計(①+②)	28,249	29,370	28,778	27,924	24,436	69,953	29,082
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	28,249	29,370	28,778	27,924	24,436	69,953	29,082
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	調定額(現年分)	5,629,095	5,705,379	5,792,586	6,053,644	6,175,409	6,439,288	
	収納額	4,856,415	4,831,524	4,862,540	5,025,222	5,177,759	5,520,519	
	収納率	86.27%	84.68%	83.94%	83.01%	83.84%	85.73%	
	調定額(滞繰分)	1,092,786	1,177,385	1,542,013	1,911,899	2,280,323	2,330,873	
	収納額	225,641	258,242	318,960	371,631	425,093	391,056	
	収納率	20.65%	21.93%	20.68%	19.44%	18.64%	16.78%	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般賃金	事務補助	386	事務補助	375	事務補助	404
	一般需用費	印刷製本(定期納付書等)	3,954	印刷製本(定期納付書等)	4,061	印刷製本(定期納付書等)	5,449
	役務費	郵送料・公金取扱手数料	15,984	郵送料・公金取扱手数料	17,765	郵送料・公金取扱手数料	17,084
	委託料	OCR・MT事務処理委託等	4,112	OCR・MT事務処理委託等	4,155	OCR・MT事務処理委託等	6,145

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値	
	①	滞納世帯割合	16.16%	14.80%	—	09.00%	課一体となった滞納対策により減
	②	催告書発送数(4月)	11,955	13,809	12,360	—	現年収納強化により督促・催告発送が減
	③						

問題点・課題	長引く景気低迷による収納意欲の低下に対し、被保険者の生活実態にあった納付相談、催告等を強化し収納率の向上に向けさらなる努力が必要である。 効率的な収納事務用品購入への取組みが必要である。					
他区の実施状況	(実施 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	印刷費等の見積り精査と計画的発注	経費節減
②	催告書に利用率の少ない納付書は同封しないこととする	経費節減
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	国保保険料の収納に係る経費であり、今後一層、重要となる分野である。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	収納率向上対策事業		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光	
			担当者名	木村 記子	内線	2386	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	収納率向上対策事業 (48-24-50-01)						
事務事業の種類	☐ 新規事業 (☐ 1年度 ☐ 18年度) ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 5 年度		根拠法令等	国民健康保険法 国民健康保険特別調整交付金交付方針			
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度						
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現					
	施策	国民健康保険・国民年金の運営					
目的	保険料収納の向上を図り、責任収納率(現年分91.00%・滞納繰越分38.00%)を達成するため、収納体制を強化する。						
対象者等	被保険者(主として保険料滞納者を対象に実施)						
内容	1. 徴収嘱託員(14名)による戸別徴収 2. 口座振替の促進強化 3. 納付相談の強化 4. 休日、夜間における電話催告 5. 休日窓口の開設 6. 短期証(年2回発行)の交付による、滞納者への接触機会の拡大 7. 悪質滞納者への滞納処分 8. 被保険者に関する啓発活動 9. 資格証明書の発行 10. コンビニエンスストアでの保険料の収納						
経過	1. 昭和63年 4月 徴収嘱託員(13名)制度を導入 2. 平成 5年 4月 本事業開始 3. 平成12年 4月 介護保険制度施行 4. 平成12年11月 介護第1号保険料徴収開始に伴い、徴収嘱託員を14名体制 5. 平成13年10月 徴収嘱託員携帯端末システム導入						
必要性	徴収嘱託員による訪問徴収、滞納者への短期証・資格証明書の交付等は、納付義務者と納付相談をする有効な機会であり、収納率向上のために必要な事業である。また、保険料のコンビニ収納を導入することで、納付義務者の利便性が図られる。						
実施方法	(☐ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員)						
	1. 徴収嘱託員 現年にも重点をおき収納することにした。 2. 口座振替の促進 加入時に窓口で奨励するほか、納付書発送時にも同封する。 3. 休日窓口(年6回) 平日に来庁できない滞納者に対し、休日にも納付相談の機会を設ける。 4. 短期証 現年度以外の滞納者を対象とし、納付相談などを行い交付する。 5. 資格証明書 高額あるいは長期滞納者に対して資格証明書を交付する。 6. 滞納処分 悪質滞納者の滞納(差押)処分を進める。 7. コンビニ収納 平成18年10月より実施予定。						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	43,473	63,306	43,485	42,087	47,033	55,825	64,100
	①決算額(18年度は見込み)	34,819	48,833	38,219	38,333	43,548	48,086	64,100
	②人件費						68,185	
	【事務分担当(職員数)】						1880%	
	合計(①+②)	34,819	48,833	38,219	38,333	43,548	116,271	64,100
	国(特定財源)	7,250	7,250	6,000	5,750	4,550	4,408	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	27,569	41,583	32,219	32,583	38,998	111,863	64,100
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	保険料収納率 荒川区	86.27%	84.68%	83.94%	83.01%	83.84%	85.73%	
	23区平均	87.36%	86.45%	86.19%	84.86%	84.41%	84.73%	現年分
	順位	18位	19位	23位	21位	15位	6位	
	保険料収納率 荒川区	20.65%	21.93%	20.68%	19.44%	18.64%	16.78%	
	23区平均	22.98%	23.50%	23.91%	22.35%	21.83%	24.92%	滞繰分
	順位	17位	15位	16位	20位	21位	22位	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報酬	徴収嘱託員報酬	30,267	徴収嘱託員報酬	36,681	徴収嘱託員報酬	38,973
	その他の時間外	時間外勤務手当	2,357	時間外勤務手当	1,864	時間外勤務手当	3,078
	共済費	徴収嘱託員社会保険料等	4,121	徴収嘱託員社会保険料等	4,786	徴収嘱託員社会保険料等	5,608
	一般賃金	事務補助	585				
	特別旅費	徴収嘱託員旅費	962	徴収嘱託員旅費	967	徴収嘱託員旅費	968
	一般需用費	印刷製本(窓口相談通知書等)	1,218	印刷製本(窓口相談通知書等)	910	印刷製本(窓口相談通知書等)	2,311
	役務費	郵送料(催告予告書通知等)	1,689	郵送料(催告予告書通知等)	981	郵送料(催告予告書通知等) 滞納整理事務指導人材派遣	6,165
	委託料	携帯端末システム保守委託	2,349	携帯端末システム保守委託	1,897	携帯端末システム保守委託 コンビニ収納開発経費等	6,577
	備品購入費					コンビニ収納受信機器等	420

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	① 収納率(現年分)		83.84%	85.73%	—	91.00%	現年収納強化により収納率が向上
	② 収納率(滞繰分)		18.64%	16.78%	—	38.00%	現年収納強化のため、滞繰は停滞
	③ 納期から督促までの期間		3ヶ月後	2ヶ月後	—	—	早期督促による収納率向上

問題点・課題	収納環境が厳しくなる中、収納率向上を図るためには現年度の滞納を増やさない対策が重要である。①口座加入率をより高め安定的な収納を確保すること。②滞納世帯においても現年度と滞納分を含めて納付するよう指導する。③利便性の高いコンビニでの保険料の収納を18年度より実施し収納率向上に努力する。 滞納対策は、短期証・資格証明書交付等これまでの対策の他、悪質な滞納者に対しては差押えなどを実施し、常にケースの進行管理を行っていく必要がある。					
他区の実況	(実施 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	あらゆる手段を取り入れた、計画的な長期滞納者対策を実施する。	収納率向上
②	徴収員の能力活用による、新たな滞納者への早期取組み	収納率向上
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
A	収納率向上に向け、今後、あらゆる努力と工夫を惜しまず展開していくべきであり、最重要課題である。

議会(要質問)状況	- 平成13年3月一定一般質問 「滞納状況及び滞納解消策について【資格証明書の活用について】」 - 平成13年3月一定一般質問 「生活困窮世帯に対して、機械的に保険証を取上げて資格証明書を発行しないことについて」
-----------	---

事務事業分析シート

No1

事務事業名	収納管理費（介護保険）	部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
		担当者名	木村 記子	内線	2386
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	収納管理費（51-20-50-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	介護保険法	
終期設定	○ 有 ○ 無 年度		法令等	荒川区介護保険条例	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	国民健康保険・国民年金の運営			
目的	介護保険第1号被保険者に係る介護保険料の徴収に要する経費を支出する。				
対象者 等	介護保険第1号被保険者 荒川区内に住所を有する65歳以上の者（外国人を含む）40,097人（18年1月末現在） うち外国人被保険者 834人 住所地特例該当者 170人				
内容	1. 介護保険第1号保険料の徴収に関すること (1) 保険料の納付書を作成・送付すること (3) 保険料滞納者に対し、督促状・催告書を送付すること (4) 口座振替による保険料納入を勧奨し、実施すること (5) 保険料過誤納金を還付・充当すること (6) 保険料滞納者に対する滞納処分を実行すること (7) 保険料滞納者に対して給付制限を実行すること (8) 保険料徴収を嘱託すること				
経過	1. 平成 9年12月 介護保険法公布 2. 平成12年 4月 介護保険法施行 ※国の特別対策により次のように保険料が減額となった。 ・平成12年 4月～平成12年9月……………全額免除 ・平成12年10月～平成13年9月……………1／2減額 ・平成13年10月……………全額納付開始 3. 平成14年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正（低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始）				
必要性	介護保険料収納業務の円滑的・効率的実施のために必要である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 1. 保険料徴収 自主納付及び徴収嘱託員（非常勤職員14名）による訪問徴収（夜間、休日含む）又は年金から控除する特別徴収 2. 納付相談 (1) 窓口納付相談（随時） (2) 介護認定申請、変更申請時に滞納者を対象に納付制限に該当しないよう介護保険課と連携して納付相談 (3) 休日窓口相談開設（5月・9月（2回）・12月・3月（2回）） 3. 口座振替の勧奨 (1) 納入通知書発送時に口座振替依頼書・返信用封筒を同封 (2) 「区報」・「国保だより」に掲載することで利便性を周知する 4. 督促・催告 督促状は納期限から2ヶ月後の未納者に毎月送付し、催告書は年2回（4月・12月）送付している。 5. 過誤納還付・充当 誤納や重複納付等の過誤納が生じた場合に還付充当				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	7,222	11,028	15,213	14,402	9,219	9,125	9,196
	①決算額(18年度は見込み)	3,986	8,190	7,278	6,558	6,814	6,778	9,196
	②人件費						22,904	
	【事務分担量(%)】						320%	
	合計(①+②)	3,986	8,190	7,278	6,558	6,814	29,682	9,196
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	3,986	8,190	7,278	6,558	6,814	29,682	9,196	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	現年分調定額	314,331	961,304	1,306,846	1,467,275	1,486,061	1,510,863	
	現年分収納額	309,060	933,717	1,261,515	1,414,992	1,434,267	1,462,807	
	収納率	98.3%	97.1%	96.5%	296.4%	96.5%	96.8%	
	滞繰分調定額		5,154	29,409	100,191	92,646	100,191	
	滞繰分収納額		2,557	7,353	19,875	19,422	18,862	
	収納率		49.6%	25.0%	19.8%	21.0%	18.8%	
	全体収納率	98.3%	96.9%	95.0%	91.6%	92.1%	92.0%	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報酬	徴収嘱託員報酬	1,275	徴収嘱託員報酬	1,052	徴収嘱託員報酬	1,576
	一般需用費	納付書・督促状等印刷	1,110	納付書・督促状等印刷	1,175	納付書・督促状等印刷	1,621
	役務費	納付書等郵送料 公金取扱手数料	3,569	納付書等郵送料 公金取扱手数料	3,660	納付書等郵送料 公金取扱手数料	4,131
	委託料	MT処理・OCR読取委託料	860	MT処理・OCR読取委託料	891	MT処理・OCR読取委託料 コンビニ収納手数料	1,868

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	① 収納率(現年分)		96.51%	96.61%	—	98.20%	平成16年度全国平均
	② 収納率(滞繰分)		20.84%	18.50%	—	—	
	③						

問題点・課題	介護保険料は認定・給付が介護保険課、保険料の賦課・収納が国保年金課と業務を分担しており、被保険者に一体的な説明が困難な状況が多々ある。					
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	介護保険業務担当窓口の一元化	保険料の納付について、理解が得られやすくなる。
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	介護保険料の収納に係る経費であり、今後一層、重要となる分野である。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	老齢福祉年金事務	部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
		担当者名	神永 秀浩	内線	2411
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	福祉年金事務(23-33-50-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 34 年度		根拠法令等	国民年金法	
終期設定	○ 有 ● 無		年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	国民健康保険・国民年金の運営			
目的	昭和34年11月に国民年金制度が発足した当時、すでに老齢、障害、母子の状態にあった人や、抛出制の国民年金の加入期間が短く、抛出制の年金が受けられない人を対象に全額公費負担により福祉年金を支給し、国民年金制度を経過的・補完的に補い、健全な国民生活の維持及び向上に寄与する。				
対象者等	1 明治44年4月1日以前に生まれた区内在住者(平成18年3月末現在の対象者数:56人) 2 大正5年4月1日以前生まれの区内在住者で、保険料納付期間等が本来の老齢年金受給要件に達しない人(同:0人)				
内容	1 年金額及び支払時期 ※所得制限額(扶養人数0人の場合) ・年金額 405,800円(一部支給停止者は315,700円) ①本人所得1,595千円以下(全額支給) ・支払時期 4月、8月、12月(希望により11月)の年3回 ②配偶者・扶養義務者の所得・3,481千円未満(全額支給) ・6,367千円以下(一部支給) 2 老齢福祉年金定時届の受付・審査及び所得状況届関係連名簿の作成・送付 3 東京社会保険事務局より審査結果(支給区分、一部停止額)の通知 4 年金証書の回収(4月、8月) ※年金証書の回収は東京社会保険事務局で行う。 5 福祉年金受給権者死亡届、未支給福祉年金支給請求書等各種届出書の受付、送付				
経過	昭和34年11月 福祉年金制度発足 昭和61年4月 基礎年金の導入に伴い、福祉年金は老齢福祉年金のみになる。 (障害福祉年金受給者は障害基礎年金に、母子福祉年金受給者は遺族基礎年金に、それぞれ裁定替え。) 平成12年4月 区の事務が国の機関委任事務から法定受託事務になる。				
必要性	昭和34年11月の国民年金制度発足時に既に一定以上の年齢に達していた人は、国民年金の受給資格要件を満たすことが年齢的に不可能だったため、過渡的措置として設けられたのが老齢福祉年金である。区内におけるこの制度による年金受給者は年々およそ20%の割合で減少しているとはいえ、高齢者にとって重要な存在となっている老齢福祉年金の必要性は高いといえる。(法定受託事務)				
実施方法	(☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託) (直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	592	284	209	178	85	82	57
	①決算額(18年度は見込み)	312	98	67	62	48	34	57
	②人件費						862	
	【事務分担当量(%)】						10%	
	合計(①+②)	312	98	67	62	48	896	57
	国(特定財源)	472	436	250	199	85	82	45
	都(特定財源)							
その他(特定財源)								
一般財源	△ 160	△ 338	△ 183	△ 137	△ 37	814	12	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	受給権者数(人)	234	175	138	109	81	56	
	内、全額支給	152	116	94	73	52	52	
	半額支給	23	15	10	8	6	4	
	支給停止	59	44	34	28	23	0	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	職員旅費 一般需用	近接地内旅費	1	近接地内旅費	2	近接地内旅費	3
		事務用消耗品 (執行なし)	0	事務用消耗品	0	事務用消耗品	12
	役務費	定時届用封書他郵送	47	定時届用封書他郵送	33	定時届用封書他郵送	42

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	高齢福祉年金受給権者数 (人)	81	56	45	18	3月末現在 対前年比－20%として推定

問題点・課題	受給権者(明治44年4月1日以前生まれ)は、毎年ほぼ平均20%の割合で死亡により減少しているが、今後10年以内には、ほとんど対象者がいなくなると想定している(17年12月現在、区内の100歳以上の人口は19人)。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	法定受託事務であるが、規模は減少傾向にあり、相対的に重要性も低くなりつつあると考えられる。

議会(要旨)質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	年金給付事務	部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
		担当者名	神永 秀浩	内線	2411
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	給付事務(23-44-50-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○19年度 ○18年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成 34年度		根拠	国民年金法	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	国民健康保険・国民年金の運営			
目的	老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を支給することにより、老後の生活の安定と不慮の事故時の保障を目的とする。				
対象者等	1 老齢基礎年金等受給者及び25年以上の受給資格期間を満たす60歳以上の区内在住者 2 障害基礎年金等受給者及び障害基礎年金の受給要件を満たす20歳以上の区内在住者 3 遺族基礎年金等受給者及び遺族基礎年金の受給要件を満たす区内在住者 4 特別障害給付金の受給要件を満たす区内在住者				
内容	1 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金および特別障害給付金等の裁定請求書の受付及び送付				
	受給資格	老齢基礎年金：原則として25年以上の受給者資格を要し、65歳になった時または60歳から請求可。支給年額792,100円			
		障害基礎年金：国民年金加入中に、一定程度以上の障害を持った時に支給。保険料納付要件有。支給年額：1級990,100円、2級792,100			
		遺族基礎年金：国民年金加入者、老齢年金受給資格者および受給者の死亡時に18歳までの子のいる妻や子に支給。保険料納付要件有。年額792,100円(妻が受給する場合は、子の加算額がプラスされる)。			
		特別障害給付金：平成3年3月以前の学生と昭和61年3月以前の被用者の配偶者が任意加入しなかった期間に初診日があり、現在1・2級の障害に該当する場合。 給付金額 1級49,850円 2級39,880円 (月額)			
	2 年金受給者の各種届出書の受付及び送付				
	3 障害基礎年金受給者現況届の受付・審査、定時届関係連名簿の作成及び送付 ・対象者：1,830人(18年3月末現在)				
経過	昭和34年4月 制度発足 昭和61年4月 基礎年金の導入により、障害福祉年金・母子福祉年金受給者は障害基礎年金・遺族基礎年金に裁定替え。 平成12年4月 区の事務が、国の機関委任事務から法定受託事務となる。 平成14年4月 裁定請求受付が、第1号被保険者期間のみを有する者のみとなる。 平成17年4月 特別障害給付金制度開始				
必要性	長い老後生活の基本的な部分を経済面で確実に保障するために、また万一病気や事故で障害者になったときに備えるためにも、国民年金制度は不可欠であり、その受給対象者窓口としての給付事務事業の重要度は非常に高い。(法定受託事務)				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	461	472	544	593	561	539	482
	①決算額(18年度は見込み)	327	313	387	384	496	247	482
	②人件費						31,880	
	【事務分担量(%)】						435%	
	合計(①+②)	327	313	387	384	496	32,127	482
	国(特定財源)	167,691	66,704	593	593	561	247	547
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	△ 167,364	△ 66,391	△ 206	△ 209	△ 65	31,880	△ 65
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	受給者数(人)							
	老齢基礎年金等	32,544	32,985	33,000	31,483	32,544	32,631	
	障害基礎年金等	1,961	1,979	2,000	2,148	2,158	2,168	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内容	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	職員旅費 一般需用	近接地内旅費	30	近接地内旅費	27	近接地内旅費	41
		事務用消耗品および印刷製本 (受給権者名簿等)	289	事務用消耗品および印刷製本 (受給権者名簿等)	89	事務用消耗品および印刷製本 (受給権者名簿等)	309
	役務費	郵送料 (現況届返送用等)	177	郵送料 (現況届返送用等)	131	郵送料 (現況届返送用等)	132

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
標	① 老齢基礎年金等受給者(人)	32,544	32,631	33,000	—	
	② 障害基礎年金等受給者	1,961	2,168	2,000	—	

問題点・課題	制度上の問題点としては、老齢基礎年金の場合、40年間きちんと満額納付しても65歳から受給できる年金額が、生活保護の受給額を下回ってしまうケースがあること等があげられる。(しかし区においての改善は不可能である)					
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	法定受託事務である。

議会 (要旨) 状況	
------------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	年金適用事務	部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
		担当者名	神永 秀浩	内線	2411
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	適用事務(23-44-50-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 35 年度		根拠	国民年金法	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	国民健康保険・国民年金の運営			
目的	国民年金は、厚生年金保険や共済組合の加入者を除き、20歳以上60歳未満のすべての人が加入対象となる。区における適用事務事業の目的は、国民年金加入・喪失等の各種届出時に、迅速かつ正確な事務処理を行って区民サービスの向上を図っていくことおよび社会保険事務所が未加入者解消のために行う適用促進事務に対して、協力連携をおこない、無年金者の防止および区内在住者の年金権確保を図っていくことにある。				
対象者等	20歳以上60歳未満の区内在住者(60歳以上70歳未満は任意加入対象者)				
内容	1 被保険者の各種届出等の受理、審査及び送付事務(新規取得、再取得、喪失、種別変更、住所変更等) 国民年金の被保険者の種別				
	第1号被保険者	区内在住の20歳以上60歳未満の自営業者、学生および厚生年金保険や共済組合等への未加入者			
	第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合に加入している人			
	第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人			
	任意加入者	①年金受給資格期間が不足しているか、未納期間があり、老齢基礎年金満額受給ができない、60歳以上65歳未満の人 ②昭和40年4月1日以前生まれで、受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人			
経過	2 任意加入の受付、送付 昭和35年10月 適用事務開始 昭和57年1月 外国人の適用開始 昭和61年4月 全国民を対象とする基礎年金制度の導入 平成3年4月 学生の適用開始 平成9年1月 基礎年金番号制の導入 同年2月 20歳の職権適用を実施 平成10年度以降 34歳以下の未加入者解消のため、計画的な職権適用実施(翌年12月完了。以後は適用もれ者のみ対象)。 平成14年4月 第3号被保険者に係る社会保険庁への届出が、区経由から事業主経由に変更。 平成17年4月 第3号被保険者の特例届けの実施				
必要性	年金制度は、高齢や障害等により就労できなくなっても健全な国民生活を続けていくために不可欠なものであり、世代間扶養の仕組みをとっているため、制度が正しく運営されることが必須である。そして、区内在住者はいずれかの公的年金に加入する義務があり、そのうち国民年金については、区市町村が届出窓口になっているため、区が行っている適用事務事業の必要性は大きい。(法定受託事務)				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	2,757	2,043	476	308	295	353	353
	①決算額(18年度は見込み)	2,279	1,945	299	317	284	238	353
	②人件費						30,760	
	【事務分担量(%)】						422%	
	合計(①+②)	2,279	1,945	299	317	284	30,998	353
	国(特定財源)	0	0	299	308	295	353	353
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
一般財源	2,279	1,945	0	9	△ 11	30,645	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	①被保険者関係届書(新規加入)受付(件)	779	813	1,342	1,397	1,404	1,118	
	②同上(再取得:厚年等→国年)	1,114	1,331	1,610	1,705	1,888	1,949	
	③同上(国年資格喪失)	363	323	212	212	244	206	
	④同上(その他:住所・氏名の変更)	1,691	1,607	1,439	1,507	1,516	1,178	
	⑤同上(高齢任意加入)	203	254	175	181	150	114	
	計	4,150	4,328	4,778	5,002	5,202	4,565	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
一般需用	事務用消耗品および		262	事務用消耗品および	230	事務用消耗品および	321
	印刷製本			印刷製本		印刷製本	
	被保険者関係届書等			被保険者関係届書等			
	郵送料		22	郵送料	9	郵送料	32
	各種通知書郵送			各種通知書郵送		各種通知書郵送	
役務費							

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	被保険者関係届書(新規)受付数(件)	1,404	1,118	—	—	国民年金初加入の件数
	同 上 (再取得) 受付数(件)	1,888	1,949	—	—	厚生年金等⇒国民年金 の件数
	同 上 (喪失) 受付数(件)	244	206	—	—	国民年金資格喪失件数
	同 上 (その他) 受付数(件)	1,516	1,178	—	—	各種変更届(住所・氏名等)件数
	同 上 (任意) 受付数(件)	150	114	—	—	60歳からの高齢任意加入の件数
	計	5,202	4,565	—	—	

問題点・課題	① 20歳になると、厚生年金等加入者を除いては国民年金への加入手続をすることになっている。そして、手続をしないでいると、社会保険事務所から手続をするようにとの連絡を受けたり、最終的には社会保険庁によって職権による強制加入の適用を受けたりすることになるが、その前に区の窓口で加入手続をしてもらえるようにすることが課題である。 ② 退職等により、厚生年金等から国民年金への新規加入・再加入手続をしなくてはならないところを手続をしないで行ったために未納期間を作ってしまうことがある。それを解消するために、退職等をしたあと未納期間が発生しないうちに区の窓口にて加入手続をしてもらえるようにすることが課題である。
他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	20歳到達による、国民年金への新規加入の必要性は通年生じているはずなので、従来は成人式前の1回だけであった、20歳到達による新規加入を周知する記事の区報掲載回数を増やす。	20歳到達による新規加入者の、未加入率が減少する。
②	従来は5月に区報掲載していた、国民年金への再加入に関する周知記事を、退職等によって国民年金への再加入を要する人が増える4月へと掲載時期を移す。	国民年金への再加入手続もれによる未納発生やそれに伴う問題の発生(未納期間解消のための過重な保険料納付など)が未然に防止される。

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	法定受託事務であるが、年金加入に係る事務であり、区で内容審査の事務を行っている等、相対的に重要度は高い。

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	・平成12年一定一般質問 「救済措置等で国に働きかけをする要望について」
-------------------	--------------------------------------

事務事業分析シート

No1

事務事業名	年金保険料免除等受付事務		部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光	
			担当者名	神永 秀浩	内線	2411	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード	保険料事務(23-66-50-01)						
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 36 年度		根拠	国民年金法			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現					
	施策	国民健康保険・国民年金の運営					
目的	低所得や失業等の理由によって国民年金保険料の納付が困難な時、申請により保険料納付を免除・猶予する制度があり、この制度によって保険料納付を免除・猶予された期間は、将来の年金受給に必要な受給資格期間に算入される。この保険料免除・猶予制度を被保険者に周知説明し、免除申請書の受付および社会保険事務所への送付を行うことにより、未納を原因とする無年金者の発生を防止する。						
対象者等	区内在住の第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業の人や学生など)						
内容	1 保険料申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例の受付等事務 (18年度保険料額 : 13,860円/月) ①全額免除 保険料全額を免除。免除期間は年金受給に必要な資格期間(25年)に算入。年金は全額納付の場合の1/3を受給。 ②半額免除 保険料の半額を免除。免除期間は年金受給資格期間に算入。年金は全額納付の場合の2/3を受給。 ③若年者納付猶予 30歳未満対象。猶予期間が年金受給資格期間に算入されるだけで年金受給額には反映しない(前出の免除制度と異なり、所得審査対象は本人と配偶者のみ。世帯主の所得は審査されない)。 ④学生納付特例 学生対象。納付猶予期間は年金受給資格期間に算入されるが年金受給額には反映しない(所得審査は本人のみ)。 ⑤4分の1免除(18年7月より実施) 保険料の1/4を免除。免除期間は年金受給資格期間に算入。年金は全額納付の場合の5/6を受給。 ⑥4分の3免除(18年7月より実施) 保険料の3/4を免除。免除期間は年金受給資格期間に算入。年金は全額納付の場合の1/2を受給。 ※基準所得額 ①③=(扶養親族の数+1)×35万円+22万円 ②⑤⑥=各種控除(障害、老年、寡婦、扶養、その他控除)+118万円(+118万円は②の場合。⑤は+158万円、⑥は+78万円) ④=118万円 2 社会保険事務所への申請書送付。承認・却下の決定及び通知は社会保険事務所で行う。						
経過	昭和36年4月 保険料徴収事務開始 平成12年4月 ①学生納付特例制度創設(14年4月に通信・定時制の学生へ拡大)②区の事務が国の機関委任事務→法定受託事務に変更 平成14年4月 ①保険料収納事務が国の直接執行事務となる。②半額免除制度の創設。 平成15年度 収納臨時窓口を開設(《社会保険事務所職員が対応》12月:国保年金課、3月:日暮里区民事務所)。 平成16年度 収納臨時窓口を開設(《同上》9月:西部区民事務所ひろば館、12月:国保年金課、2月:日暮里区民事務所) 平成17年4月 若年者納付猶予制度創設 平成18年7月 4分の1免除制度及び4分の3免除制度創設。						
必要性	生涯を通じて健全な国民生活を維持するために不可欠な国民年金制度は、世代間扶養の仕組みをとっており、制度維持のためにも、現に経済的事由により未納状態にある人を免除申請へ結びつけていく必要があるため、保険料事務事業の必要性は非常に大きいといえる。(法定受託事務)						
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	(単位:千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額(19年度以降は見込み)	41,478	40,288	7,260	4,290	1,059	947	998
①決算額	36,064	31,987	4,256	1,872	795	485	
②人件費						18,769	
【事務分担量(%)】						225 %	
合計(①+②)	36,064	31,987	4,256	1,872	795	485	
国(特定財源)	0	18,045	4,256	4,290	1,059	947	436
都(特定財源)							
その他(特定財源)							
一般財源	36,064	13,942	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
法定免除(件:以下同)			1,336	1,403	1,480	1,557	
全額免除受付件数			2,194	2,352	2,431	3,376	
四分の一納付(H18.7～)受付件数							
半額納付受付件数			661	613	538	672	
四分の三納付(H18.7～)受付件数							
若年者納付猶予受付件数						778	
学生納付特例受付件数			2,264	2,467	2,669	2,678	
計			6,457	6,835	7,118	9,061	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
一般需用	事務用消耗品および印刷製本		375	事務用消耗品および印刷製本	104	事務用消耗品および印刷製本	407
	(保険料免除申請書			(保険料免除申請書		(保険料免除申請書	
	郵送料		60	郵送料	22	郵送料	80
	(免除関係連絡用)			(免除関係連絡用)		(免除関係連絡用)	
	委託料		360	委託料	361	委託料	511
	電算事務処理及び出帳票プリント委託			電算事務処理及び出帳票プリント委託		電算事務処理及び出帳票プリント委託	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
指標	法定免除件数(件:以下同)	1,480	1,557			
	全額免除受付件数	2,431	3,376			
	四分の一納付件数					18年7月より実施
	半額納付件数	538	672			
	四分の三納付件数					18年7月より実施
	若年者納付猶予件数		778			17年4月より実施
	学生納付特例件数	2,669	2,678			
	計	7,118	9,061			

問題点・課題	依然として不況の後遺症が続いていることに加えて、昨今の公的年金制度に対する不信感の増大により、若年層を中心に保険料の納付意識が低下しており、荒川区においても平成14年度から16年度にかけての国民年金保険料収納率は55%台で推移している。このため、未納者対策が重要課題となっている。この問題の解決をはかることを主要な課題として実施された平成16年の年金制度改正により、平成17年度からは、若年層の保険料納付を支援するための若年者納付猶予制度が開始されており、さらに平成18年7月からは、被保険者個々の所得にあわせた多段階免除制度として、1/4免除及び3/4免除も導入されている。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	免除等の制度が年々拡充されてきた反面、その内容が複雑化してきたためか、正確に周知されていない印象が問合せ等から感じ取れることがあるので、区報掲載記事等の見直しを行う。該当制度の受付開始時期とリンクしていない記事は縮小する一方、受付開始が近い制度については掲載内容をより詳しくする、等の改善により、免除等制度のより正確な周知をはかる。	多様化してきた免除等制度について、より正確な周知が可能になる。
②		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
C	法定受託事務である。

議会(要旨)状況	- 平成15年三定一般質問 「中学校教育における年金教育について」 - 平成16年三定一般質問 「国民年金への不信が増大しているので、分かりやすく理解される年金制度を目指して、社会保険事務所と連携の強化について」
----------	---

事務事業分析シート

No1

事務事業名	広報事務	部課名	福祉部国保年金課	課長名	濱島 明光
		担当者名	神永 秀浩	内線	2411
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード	広報関係事務(23-77-50-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○19年度 ○18年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成 34 年度		根拠	国民年金法	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	生涯を通じて健康で暮らせる社会の実現			
	施策	国民健康保険・国民年金の運営			
目的	国民年金制度について、広く区内在住者に理解を求めため、「あらかわ区報」への記事掲載、荒川区ホームページへの掲載、「国民年金だより」特集号の発行、ポスター掲示等各種広報活動を行う。				
対象者等	区内在住者全般				
内容	1 「国民年金だより」特集号の発行および「声の年金だより」の配付 2 国民年金に関する情報、各種届出および保険料免除制度等についての「あらかわ区報」への記事掲載 3 国民年金に関する情報、各種届出および保険料免除制度等についての荒川区ホームページへの掲載 4 荒川区ホームページから社会保険庁・厚生労働省ホームページにリンク				
経過	平成11年度 10年度事務事業評価により、加入促進ポスターの購入枚数見直し等による経費の一部削減を行った。 平成12年度 11年度事務事業評価により、国民年金だよりの発行回数を年2回から同1回に縮小した。 平成13年度 国民年金加入促進ポスター等の共同印刷を廃止。 平成15年度 視覚障害者向けの「声の年金だより」作成および新聞未配達世帯向けへの「国民年金だより」送付を開始。				
必要性	世代間扶養の仕組みを前提としている国民年金制度は、その内容等が広く、そして正しく周知されていなければならない。広報関係事業のめざすところは、「国民年金制度を広く・正しく周知すること」にあり、この事業の必要性は非常に大きい。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	1,683	957	909	1,036	918	882	872
	①決算額(18年度は見込み)	1,111	770	769	837	832	834	872
	②人件費						5,841	
	【事務分担量(%)】						75%	
	合計(①+②)	1,111	770	769	837	832	6,675	872
	国(特定財源)	0	0	769	1,036	918	882	878
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
一般財源	1,111	770	0	△ 199	△ 86	5,793	△ 6	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	国民年金だより(部)	73,000	73,000	73,000	75,500	73,000	73,000	
	声の年金だより(配布数)	0	0	0	40	41	45	
	国民年金だよりを見ての問合せ(件)							
	(平成18年度発行分より実施)							

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	一般需用	国民年金だより	500	国民年金だより	500	国民年金だより	500
	役務費	年金だよりの新聞未配達	21	年金だよりの新聞未配達	18	年金だよりの新聞未配達	33
		世帯への配布(258世帯)		世帯への配布		世帯への配布	
	委託料	・年金だより新聞折込	計 311	・年金だより新聞折込	計 317	・年金だより新聞折込	計 345
		・声の年金だより作成		・声の年金だより作成		・声の年金だより作成	
		(マスタ1、配布41)		・年金だより封入		・年金だより封入	
		・年金だより封入(258通)					

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
①	国民年金だより発行部数(部)		73,000	73,000	73,000	—	(うち新聞折込は70,000部)
	② 声の年金だより作成本数(本)		41	45	45	—	目の不自由な方に個別郵送配布
	③ 年金制度に関する問合せ(件) (平成19年4月分から集計)		—	—	—	—	発行後のひと月間、年金に関する問合せを受けた際は「国民年金だより」を見た上でかを 確認し、そうであった時は質問内容等を記録し、次回に生かしていく。また左の、④/③比を「年金だより」の アピール指数とする。(18年度～)
	④ ③のうち国民年金だよりを見ての問合せ(件) (平成18年度《19年3月31日》発行分から集計)		—	—	—	—	

問題点・課題	問題点1 現在、荒川区が社会保険庁より受託している国民年金業務は、主なものとして以下の3つが挙げられる。 ①適用事務(国民年金加入・離脱や各種変更に関する届出の受付等) ②給付事務(各種年金受給者からの諸届出の受付等) ③保険料事務(年金保険料に係る各種免除申請等の受付等) これらのうち①と②の年度サイクルが「4月から翌年3月まで」であるのに対し、③の年度サイクルは学生納付特例制度を除いては全て「7月から翌年6月まで」となっている。そして、社会保険庁より上記各事務に係る制度改革についての詳細が通達されるのは大抵改正施行が近くなってからである。これらの事情により毎年3月31日付で発行している現行の「国民年金だより」においては、上記の①～③全てについて、最新の情報を載せることは不可能である。しかし、国民年金制度の正確な周知の為にこの問題の解決が必要である。 問題点2 より分かりやすい年金情報の提供のためには、「年金だより」に関する意見等を次回作成時にフィードバックしていくことが必要だが、国民年金係では従来これを組織的には行っていなかった。このフィードバックシステムはぜひとも作る必要がある。					
	(実施 22 区 未実施 0 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	従来年度末発行であった「国民年金だより」の発行時期を、年度途中であっても大きな法改正等に連動して発行できるようにする。	よりフレッシュかつ詳細な国民年金情報の提供が可能となる。
②	「年金だより」発行後のひと月間は、年金に関する問合せを受けた際に「年金だより」を見たことによる問合せを確認して、そうであった場合は質問内容等を記録し、次回に生かしていく。 また、問合せ件数自体も、年金制度に関する問合せ件数(=「指標」の③)、およびそのうち「年金だより」を見たことによるものの件数(=「指標」の④)、の両方を集計し、④/③比を算出することにより、「年金だより」のアピール指数とし、指数の向上をはかっていく。	より読者の意見を反映した、分かりやすい「国民年金だより」等の活字情報の提供が可能となる。
③		

施策評価結果(優先度)	優先度についての説明、所属長意見等
B	制度の普及啓発のため、さらなる手法改善を図っていくべきである。

議会(要旨)状況	
----------	--